

役員報酬に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の役員報酬の支給に関し、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 専務理事とは、理事のうち、主たる事務所を主たる勤務場所とする者をいう。

(報酬の種類)

第 3 条 役員報酬は、固定報酬と執務報酬の二種とする。

(役員報酬の額)

第 4 条 固定報酬の額は、別表により理事会で定めた額を事業年度毎に社員総会に報告するものとする。

2 執務報酬額は、日額 8,000 円とし、半日は日額の半額とする。ただし、専務理事には支払わないものとする。

(役員報酬の支給)

第 5 条 固定報酬は、別表により理事会で定めた額を毎月 25 日に現金又は銀行振込にて支給する。また、執務報酬は、その都度、現金又は銀行振込にて支給する。

(期間計算)

第 6 条 専務理事の固定報酬は、毎月 21 日から翌月の 20 日までを 1 月として計算する。

2 専務理事が就職または退職した時期が前項で定める 1 月の中途であった場合の報酬は、退職した日が当該月の 5 日以前であったとき又は就職した日が 6 日以降であったときは、別表により理事会で定めた報酬の半額とする。

(規則の改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

役員名	報酬月額	摘要
理事長	100,000円以内	
副理事長	70,000円以内	
専務理事	50,000円以内	
常任理事	50,000円以内	
理事	30,000円以内	
監事	30,000円以内	